

事 務 連 絡
平成 2 3 年 2 月 7 日

各地方整備局等担当官
各都道府県担当官 殿

国土交通省総合政策局建設業課

「審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算の取扱いについて

経営事項審査につきましては、平成22年10月15日付けで関連省令等が公布されたところです。今般の改正に伴い、技術者に新たに必要とされる「審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算につきまして、下記の通りとなりますので、遺漏の無いようお願いします。

記

1. 「審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算は以下の通りとする。
 - (1) 審査基準日(決算日)の前日を起算日とする。
 - (2) 起算日の6ヶ月前の月の応当日の翌日を6ヶ月前とする。ただし、応当日が存在しない場合には翌月の初日を6ヶ月前とする。
 - (3) 6ヶ月前の前日を6ヶ月と1日前とする。
2. 審査基準日(決算日)から6ヶ月と1日前以前から恒常的な雇用関係のある技術者を評価対象とする。代表的な審査基準日等での各該当日は別添の通り。

(別添)

審査基準日(決算日)	起算日	6ヶ月前	6ヶ月と1日前
平成23年 3月31日	平成23年 3月30日	平成22年10月 1日	平成22年 9月30日
平成23年 4月30日	平成23年 4月29日	平成22年10月30日	平成22年10月29日
平成23年 5月31日	平成23年 5月30日	平成22年12月 1日	平成22年11月30日
平成23年 6月30日	平成23年 6月29日	平成22年12月30日	平成22年12月29日
平成23年 7月31日	平成23年 7月30日	平成23年 1月31日	平成23年 1月30日
平成23年 8月31日	平成23年 8月30日	平成23年 3月 1日	平成23年 2月28日
平成23年 9月30日	平成23年 9月29日	平成23年 3月30日	平成23年 3月29日
平成23年10月31日	平成23年10月30日	平成23年 5月 1日	平成23年 4月30日
平成23年11月30日	平成23年11月29日	平成23年 5月30日	平成23年 5月29日
平成23年12月31日	平成23年12月30日	平成23年 7月 1日	平成23年 6月30日
平成24年 1月31日	平成24年 1月30日	平成23年 7月31日	平成23年 7月30日
平成24年 2月29日	平成24年 2月28日	平成23年 8月29日	平成23年 8月28日
平成23年 4月 1日	平成23年 3月31日	平成22年10月 1日	平成22年 9月30日
平成23年10月 1日	平成23年 9月30日	平成23年 3月31日	平成23年 3月30日
平成23年 6月15日	平成23年 6月14日	平成22年12月15日	平成22年12月14日

問い合わせ先

国土交通省総合政策局建設業課

企画専門官 鎌原

経営指導係長 山田 (内線 24734)